

ご存知ですか？産業歯科医

皆さんは「産業医」という身分をご存知でしょうか？おそらく何回かは聞きしたことがあると思います。それに対して、「産業歯科医」はどうでしょうか？「産業医」があるのだから、「産業歯科医」もあるのだろうな、くらいの認識だと思います。

そもそも「産業医」とは、事業場において労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導・助言を行う医師を言い、労働安全衛生法（安衛法）により、一定の規模の事業場には産業医の選任が義務付けられています。

一方「産業歯科医」とは、安衛法ではなく、労働安全衛生規則（安衛則）第14条の見出しにその言葉があるのみで、安衛法はもちろん安衛則の条文中にもその言葉はありません。

法的にはその立場が曖昧ですが、あえて法令からみた産業歯科医の職務をあげると

①健康診断の実施と意見

一定有害業務に従事する労働者の健康診断を行う。労働者の健康を保持するため必要な措置について意見を述べる（健康診断表に記載）。

②産業医職務項目について歯科的意見を述べる

一定有害業務に常時50人以上従事する場合、産業医職務事項のうち歯またはその支持組織に関する事項について事業者から意見聴取される。

③必要事項の勧告

①の健康診断を行った歯科医師は、事業者等に対して、労働者の健康障害防止のための必要な事項を勧告する。

この健康診断は安衛法第66条に定められており、事業者は塩酸、硫酸、硝酸、フッ化水素等を取り扱う労働者に対してその雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6か月以内ごとに歯科医師により実施する義務があります。例をあげれば、酸による洗浄・メッキ作業・バッテリー製造などの業務が該当します。しかし多くの酸取り扱い事業所で歯科健診が実施されていないのが実情です。

（一社）奈良県歯科医師会では事業所における健診事業を行っております。
ご希望の事業所はぜひご相談ください。

（一社）奈良県歯科医師会（TEL0742-33-0861 <http://nashikai.or.jp>）

あるいは、

- ・奈良産業保健総合支援センター
- ・（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会奈良支部